泉大津市立図書館協議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市立図書館条例(令和3年泉大津市条例第9号。)第 12条の規定に基づき、泉大津市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に 関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、泉大津市立図書館(以下「図書館」という。)の運営に関し泉 大津市立図書館長(以下「図書館長」という。)の諮問に応じるとともに、図書 館の運営に関し必要な調査及び審議を行い、図書館奉仕について館長に対し意見 を述べるものとする。

(会長及び副会長)

- 第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、図書館長の要請により会長が 招集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面及びオンラインによる審議)

- 第5条 会長は、感染症の拡大防止やその他必要な場合においては、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)による審議(以下「書面審議」という。)及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による審議(以下「オンライン審議」という。)により会議を開催し、又は当該審議の方法により一部の委員を会議に参加させることができる。
- 2 書面審議にあっては議案に対する賛否を記した書面を提出した委員を、又オン

ライン審議にあっては当該方法により参加した委員を、それぞれ会議に出席した ものとみなす。

(委員以外の者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席若しくは オンライン審議の方法による参加を求め、その意見を聴き、又は委員以外の者か ら資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、図書館において処理をする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。